

平成 25 年度 第 1 回「みんなで支える森林づくり県民会議」 次第

日 時 平成 25 年 7 月 17 日 (水)
13 時 30 分 ~ 15 時 30 分
場 所 林業センター 5 階 502、503 会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 自己紹介 【資料 1】

4 座長及び座長代理の選任について

5 会議事項

(1) 長野県森林づくり県民税の概要 【資料 2】

- ① 森林税の概要
- ② 平成 24 年度みんなで支える森林づくりレポートについて
(5 か年間の事業実績、H24 年度の事業実績等)

(2) 平成 25 年度森林税活用事業の概要と進捗について 【資料 3】

【休憩】

「審議会等の設置及び運営に関する指針第 5 (6)イ」に基づき、事業応募者の不利益の排除及び公平性を確保などの理由により、以降「非公開」で開催させていただきます。

(3) 信州の木活用モデル地域支援事業について 【資料 4】

(4) 意見交換

6 閉 会

みんなで支える森林づくり県民会議 委員名簿

【任期 平成25年6月27日から平成28年3月31日まで】

〔五十音順 敬称略〕

あ	そう	とも	こ		
麻	生	知	子	特定非営利活動法人信州そまびとクラブ 理事	
うえ	き	たつ	ひと		
植	木	達	人	信州大学農学部 教授	
うし	こし		とおる		
牛	越		徹	長野県市長会（大町市長）	
お	ざき	ひろ	こ		
尾	崎	洋	子	長野県消費者団体連絡協議会 幹事	
きく	ち	せい	いち		
菊	地	誠	一	長野県経営者協会（長野朝日放送㈱代表取締役社長）	
き	ぶね		ゆたか		
貴	舟		豊	長野県町村会（大桑村長）	
くめ	い	ひろ	し		
桑	井	裕	至	一般財団法人長野経済研究所 上席研究員	
すぎ	やま	ひろ	こ		
杉	山	紘	子	公募（根羽村森林組合）	
たき	ざわ	えい	ち		
滝	澤	栄	智	長野県森林組合連合会 常務理事	
はま	だ	く	み	こ	
浜	田	久	美	子	作家、森林ボランティア
ほり	こし	みち	よ		
堀	越	倫	世	税理士	
まつ	おか				
松	岡	みどり		公募（K O A森林塾 森林づくり啓発担当）	

計 12 名

みんなで支える森林づくり県民会議設置要綱

(設置目的)

第1 森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるための森林づくりを進めるとともに、森林資源の利用及び活用による継続的な森林づくりを推進するため、長野県森林づくり県民税を財源とした施策及び森林づくり指針に関する事項について、県民の代表等から意見をいただくことを目的として、みんなで支える森林づくり県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 県民会議は、長野県森林づくり県民税を財源とした施策のあり方や内容の検討、事業実施後の成果の検証、森林税の課税期間終了後の継続の可否及び森林づくり指針に関する事項についての検討等を行い、必要に応じ知事に提言を提出する。

(委員)

第3 県民会議は、知事が委嘱する委員をもって構成する。

2 委員の任期は、委嘱の日から3年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(組織)

第4 県民会議に、座長及び座長代理をそれぞれ1名置く。

2 座長は、委員の互選によって決定し、県民会議の会務を総括する。

3 座長代理は、委員のうちから座長の指名によって決定し、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 県民会議は知事が招集する。

2 会議の議長は、座長をもって充てる。

3 座長は、必要と認めるときは関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(専門会議)

第6 県民会議に、専門の事項を検討する必要があるときは、専門会議を置くことができる。

2 専門会議の委員は、知事が委嘱する。

3 専門会議の委員は、当該専門の事項の検討が終了したときは、解任されるものとする。

4 第5の規定は、専門会議について準用する。この場合において、「県民会議」とあるのは「専門会議」と読み替えるものとする。

(事務局)

第7 県民会議の事務は、林務部森林政策課において処理するものとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成20年6月25日から施行する。

2 この要綱は、平成22年4月6日から施行する。

3 この要綱は、平成25年4月24日から施行する。

みんなで支える森林づくり推進会議の設置及び運営に関する方針

(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 森政第 489 号林務部長通知)

(一部改正 平成 25 年 4 月 24 日付け 25 森政第 48 号林務部長通知)

(趣旨)

第 1 この方針は、長野県森林づくり県民税を財源とした施策（以下「森林税活用事業」という。）の透明性・公平性の確保等を図ることを目的に設置する「みんなで支える森林づくり推進会議」（以下「推進会議」という。）の設置及び運営について、審議会等の設置及び運営に関する指針（平成 14 年 1 月 18 日付け 13 人第 206 号総務部長通知。以下「指針」という。）の定めにあるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(推進会議の定義)

第 2 この方針において、「推進会議」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 県民の代表等からの意見を聴取し、森林税活用事業等に反映させることを目的として、知事が別に定める要綱により設置する「みんなで支える森林づくり県民会議」（以下「県民会議」という。）
- (2) 地域住民の代表等からの意見を聴取し、各地域での森林税活用事業等に反映させることを目的として、地方事務所長が別に定める要綱により設置する「みんなで支える森林づくり地域会議」（以下「地域会議」という。）

(委員)

第 3 県民会議は知事が、地域会議は地方事務所長が委嘱するものをもって構成するものとする。

2 委員の委嘱に当たっては、県民等の意見が幅広く反映されるよう、下記の例示を参考に、幅広い分野からの選任に努めるものとする。

(例示)・学識経験者（森林・林業関係、経済関係等）

- ・市町村の代表者
- ・森林・林業関係の代表者（関係団体、森林所有者、林業従事者等）
- ・企業の代表者（経済団体等）
- ・県民の代表者（消費者団体、教育関係、NPO法人等）

3 委員の任期は、委嘱の日から 3 年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(組織)

第 4 各推進会議に、座長及び座長代理を置くものとする。

2 座長は、委員の互選によって決定し、推進会議の会務を総括するものとする。

3 座長代理は、委員のうちから座長の指名によって決定し、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは不在のときは、その職務を代理するものとする。

(会議)

- 第5 県民会議は知事が、地域会議は地方事務所長が招集するものとする。
- 2 会議の議長は、座長をもって充てるものとする。
- 3 座長は、必要と認めるときは関係者の出席を求めて、意見を聴くことができるものとする。

(報告)

- 第6 地方事務所長は、地域会議の実施状況及び意見の概要等について、その都度、知事に報告するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により報告のあった内容について、県民会議に報告するものとする。

(その他)

- 第7 この方針に定めるもののほか、推進会議の設置及び運営に関し、県民会議については知事が別に定め、地域会議については地方事務所長が別に定めるものとする。

付 則

この方針は、平成25年度から適用する。

平成25年度 みんなで支える森林づくり推進事業／県民会議・地域会議委員

区 分	委員数	委 員 内 訳										開 催 予 回 数
		学 識 経 験	市 町 村	経 済 団 体 等	消 費 者 団 体 等	林 業 関 係 団 体 等	NPO、 森 林 ホ ン ティ ア 等	公 募	森 林 所 有 者	木 材 利 用、設 計 士 等	そ の 他 (教 育、 広 報 関 係 等)	
県 民 会 議 (県 域)	12名	3名	2名	1名	1名	1名	2名	2名				3回
佐 久 地 域 会 議 (佐 久 地 事)	8名		1名	1名	1名	1名	1名		1名	1名	1名	2回
上 小 地 域 会 議 (上 小 地 事)	8名		1名	1名	1名	1名	1名		1名	1名	1名	2回
諏 訪 地 域 会 議 (諏 訪 地 事)	7名	1名	1名			1名			1名	2名	1名	3回
上 伊 那 地 域 会 議 (上 伊 那 地 事)	10名	1名	1名		1名	1名		2名	1名	3名		3回
南 信 州 地 域 会 議 (下 伊 那 地 事)	8名		1名	1名	1名	1名			1名	1名	2名	3回
木 曾 地 域 会 議 (木 曾 地 事)	8名		1名		1名	1名	1名		2名	1名	1名	3回
松 本 地 域 会 議 (松 本 地 事)	8名		1名	1名	1名	2名	1名			1名	1名	2回
大 北 地 域 会 議 (北 安 曇 地 事)	7名		1名	1名	1名	1名	1名			1名	1名	3回
長 野 地 域 会 議 (長 野 地 事)	9名		1名	1名	1名	1名	2名		1名	2名		2回
北 信 地 域 会 議 (北 信 地 事)	8名		1名			2名	1名		1名		3名	2回
計 (10 地 域)	81人	2名	10名	6名	8名	12名	8名	2名	9名	13名	11名	25回

※注) 現在、委員の皆さんを選任中の地域会議がございますので、確定数字ではございません。